

誰もが利用しやすい図書館を目指して -障害のある学生・教職員への支援-

飯塚 潤一 (筑波技術大学)

1. はじめに

2019年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、読書バリアフリー法)¹⁾が成立した。この法律の目的は、“障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する”ことである。これは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)²⁾を受けたものである。本稿では、読書バリアフリー法の概要と法律制定後の動向を紹介するとともに、あわせて図書館における対応方法を提案する。

2. 高等教育機関で学ぶ障害学生

2.1 障害学生の在籍者数

日本の大学で学ぶ障害のある学生(以下、障害学生)は 31,689 人で、全大学生数に占める障害学生の在籍率は 1.04%になった(2020年5月現在、図1)³⁾。また、障害学生が在籍している学校数は 676 校となり、全大学の 84.4%に障害学生が在籍している。

障害種別では、視覚障害が 733 人、聴覚・言語障害が 1,684 人、肢体不自由が 1,815 人、病弱・虚弱が 9,503 人、重複が 300 人、発達障害が 6,466 人、精神障害が 9,090 人等となっている(図2)。なお、2019年度と比較して障害学生が減少した。その理由は、コロナ禍による登校制限による健康診断の遅れ、在宅による修学支援の申し出の減少等で、障害のある新入生の把握が十分にできなかったこと、とされている。

2.2 障害学生に対する支援体制

上述の調査³⁾によれば、「対応要領または基本方針、規程等がある」「2020年度中に策定予定である」を合わせると、75%が既に何らかの規程等を策定している。また、障害学生支援に関する「専門委員会を設置」「他の委員会が対応」を合わせると、全大学の 92%が対応している。大学附属図書館の対応は、大学の対応要領や委員会の方針に準拠することになるので、その内容を確認しておくが良い。

3. 読書バリアフリー法と障害者差別解消法

3.1 図書館における障害者とは誰か

障害者差別解消法第2条で『障害者』は次のように定義されている(下線は筆者による)。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総

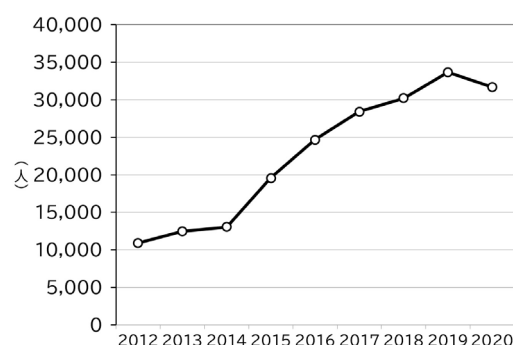


図1 障害学生の在籍者数の推移

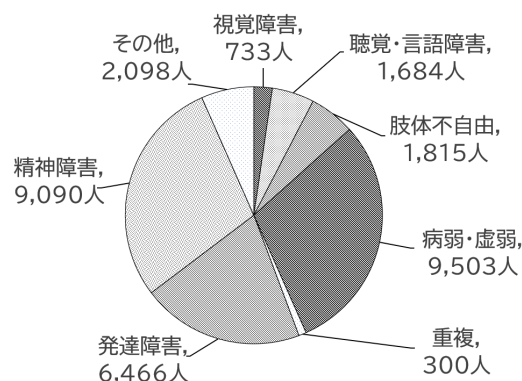


図2 障害別在籍学生数

称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

この条文では、障害は社会が作り出したものと捉えられている(社会モデル)。すなわち、その解消には、社会生活(“図書館利用”と読み替えられる)を変えることが必要となる。

図書館利用を考えると、①入館する、②本を探す、③OPAC で蔵書・文献を検索する、④書棚から書籍を選ぶ、⑤(閲覧席で)本を読む/学習室で勉強する/PCを利用する/AVブースでDVD等を視聴する、⑥本やAV教材等を借りる、⑦図書館司書に相談する、⑧退館する、などの流れになる。

表1 図書館利用シーンと障害別の障壁

	視覚障害	聴覚障害	下肢不自由	上肢不自由	...
入館/退館する			入口の段差が超えられない	重いドアが開けられない	
本を探す OPACで検索 書棚から選ぶ	PC画面が見えない 本が選べない		高い書棚が届かない 持ち運べない	厚い/重い本が持てない	
(閲覧席で)本を読む 学習室で勉強 PC利用 AVブースで視聴		AV教材が聞こえない	机に近寄れない ブース入口に段差		
本を借りる	カウンターがわからない				
その他 トイレ 相談	トイレの場所がわからない	会話ができない	通常のトイレが使えない		

この手順のどこかに制限がある人を障害者とする、視覚障害学生・教職員は②③④⑤が、車いすを利用する下肢肢体不自由学生・教職員は①④⑤⑥⑧が、聴覚障害学生・教職員は⑤⑦などが相当する。さらに日本語の苦手な留学生等も考慮する必要がある。

横軸に障害別、縦軸に図書館利用の流れ、を表にすると(表1)、どの場面で誰にどのような障壁があるかわかりやすい。

3.2 どの時点で対応するか

障害者差別解消法第7条2では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において(後略)」とあり、障害学生・教職員から、図書館利用に障壁があるとの申し立てがあった場合に対応することになる、その対応は『義務』である。しかし、申し立てがあってから対応策を考えればよい、というわけではない。基本方針 第5-1 環境の整備²⁾に「不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。」とあり、あらかじめ障壁のない状態にしておくことを求めている。なお、その対応は『努力義務』である。

表2 合理的な配慮と事前的改善措置

	該当項	タイミング	順守	内容
合理的な配慮	第7条2	障害学生・教職員からの意思表明があった場合。	義務	障害に応じた個別対応
事前的改善措置	第5条	不特定の障害学生・教職員を想定し、あらかじめ。	努力義務	バリアフリー、ユニバーサルデザイン

例えば、杖を利用する人からの要望を受け、手すりをつけるのは“合理的な配慮”になり、不特定多数の利用者のために入口にスロープを設置することは“事前的改善措置”である。合理的な配慮は、障害の特性や程度、各施設の状況など応じて変わりうる多様で個別性が高いものと言える。すなわち

合理的な配慮と事前的改善措置は両輪と言える(表 2)。

3.3 どの程度まで対応するか

障害者差別解消法が具体的な措置を義務づけている対象は 2 つに分けられている。

- ・行政機関等(国の行政機関, 独立行政法人等, 地方公共団体, 地方独立行政法人)
- ・事業者(商業その他の事業を行う者)

これを大学図書館に当てはめると次の表になる(表 3)。障害者差別解消法の改正により(2021 年 5 月)²⁾, 合理的配慮の提供が私立大学も義務となった。

表 3 各図書館と順守義務

	国立大学図書館, 公立大学図書館	私立大学図書館
不当な差別的取扱いの禁止	義務	
合理的配慮の提供	義務	努力義務→“義務”
基礎的環境整備	努力義務	

さて, 障害者差別解消法 第 7 条 2 では, 「行政機関等は, (略)実施に伴う負担が過重でないときは, (略)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とされている。基本方針の“対応要領・対応指針”などによると, この『負担が過重でない』²⁾ か否かは, 1. 事務・事業への影響の程度, 2. 実現可能性の程度, 3. 費用・負担の程度, 4. 事務・事業規模, 5. 財政・財務状況 から判断することになる。

たとえば, 多目的トイレを新設・増築する際に最初から設計に組み入れたり(ユニバーサルデザイン), 障害学生・教職員からの要望を受けてトイレに手すりをつけたりする(バリアフリー)ことが望ましい。しかし, スペースが確保できない, 工事費用が高額になる, などから改修できない場合は過重な負担に該当する, と考えられ, 全ての社会的障壁を除去することを強いるものではない。法律の解釈にとらわれず, 障害学生・教職員と相談して, 図書館の状況を総合的に検討することが必要である。

4. 読書バリアフリー法とは

4.1 概要

読書バリアフリー法は, 読書が困難な人々の読書環境を整備することを目指して, 2019 年 6 月に施行された¹⁾。同法の目的は, 第 1 条: 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し, 全ての国民が等しく活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指している。その基本的施策として以下の項目が挙げられている。①図書館利用に係る体制整備, ②インターネットを利用したサービス提供体制の充実, ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援, ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進, ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍の入手のための環境整備, ⑥端末機器・これに関する情報の入手支援, ⑦情報通信技術の習得支援, ⑧電子書籍・端末機器に係る先端技術の研究開発の推進, ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成

4.2 対象者と主体者

読書バリアフリー法の対象者は, 第 2 条に, 視覚障害だけでなく, 文字を読むことが困難な発達障害(ディスレクシアなど), 寝たきりや本が持てない肢体不自由, その他の障害と規定されている。そのため視覚障害者向けの点字図書, 拡大図書だけでなく, テキストデータや DAISY 図書に加えて, 音

声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等などが加わった。また、関係者も公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館、点字図書館、サピエ図書館、出版社、電子書籍製作者、端末機器開発会社、司書、点訳・音訳者、など非常に増えた。

4.3 関係各所の動き

読書バリアフリー法の推進について、第18条で関係者で協議する旨が記載されている。

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、(途中略)出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

これを受け、関係者による“視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会”が開かれ、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が公開された¹⁾。同基本計画を受け、以下のような取り組みが始まっている。

(1) 国立国会図書館の取り組み⁴⁾

基本計画の4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(第12条関係)では、「音声読み上げ機能(TTS)等に対応したアクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、関係団体の協力を得つつ図書館における適切な基準の整理等を行い、図書館への導入を支援する。」と規定され、その実現を国立国会図書館が中心となって進めている。具体的には「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」が開催され、図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する適切な基準(ガイドライン)を作成することを目的にしている。

2021年度は、①図書館へのヒアリング調査、②国内外の電子図書館事業者へのアンケート・インタビュー調査、③視覚障害者等へのアンケート調査などが行われた。①は3つの大学図書館を含む7図書館に対して実施され、様々な工夫や電子図書サービスが提供されているが、電子図書館をアクセシブルに提供するには多くの課題がある。②の国内の事業者はアクセシビリティ対応を進めているが、ウェブサイト、ビューアー、提供データとも、まだ十分とは言えない状況である、ことが報告されている。今後は、2022年度にガイドライン素案の作成、次年度以降、成案公開、更新が予定されている。

(2) 経済産業省の取り組み⁵⁾

経産省では、基本計画の3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(第11条関係)、4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(第12条関係)を実現するための検討会「読書バリアフリー環境整備のための電子書籍市場等の拡大に関する検討会」を2020年に立ち上げた。同検討会は、電子書籍等の製作及び海外市場を含めた販売等の促進並びに出版者からのテキストデータ提供の促進を図るために、その障壁となる様々な課題を抽出するための調査を行うとともに、課題解決に向けた方策について検討することを目的としている。

まず、電子書籍の市場を概観する(図3)⁶⁾。2020年度の電子書籍市場は4,821億円と推計され、2025年度には6,700億円を超えると予測されている。しかし、その内訳はコミックが4002億円(シェア83.0%)、文字物など(文芸・実用書・写真集等)が556億円(11.5%)、雑誌263億円(5.5%)である。つまり、大部分がマンガで、読書バリアフリー法の対象書籍は1割程度である。また、公共図書館の電子貸出サービス実施図書館は、205自治体201館(2021年4月1日現在)にとどまっている。

このような状況の中、経産省の検討会では、2021年度は①書籍印刷データからテキストデータ化の実証事業、②視覚障害者団体等へのヒアリングを行った。①については、テキストデータの抽出環境は出版社で大きく異なることに加え、学習参考書・学術書のレイアウト次第で人的・金銭的コストに大きな違いがみられ、課題も多いことが確認された。

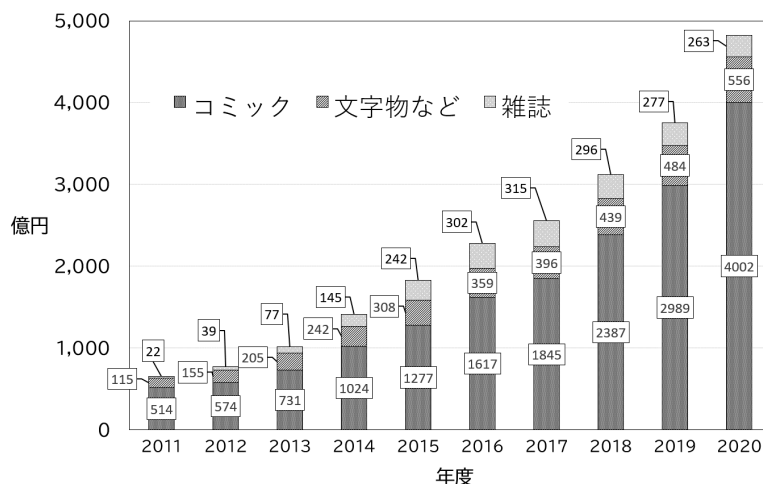


図3 ジャンル別電子書籍市場の推移

こうした調査研究とは別に、出版社、電子書籍製作者および視覚障害者等を取次ぐ機関としてABSC(アクセシブル・ブックス・サポート・センター)⁵⁾の設立準備が進められている。日本書籍出版協会の「読書バリアフリー法に対応するアクセシブル・ブックス委員会」において日本出版インフラセンター(JPO)にABSC設置が提案され、2021年6月にABSC準備会設置が承認された。

ABSCは出版業界の一次対応窓口として、出版者や関係団体との相互理解を深め、事例収集や情報共有することを目的としている(図4)。障害のある利用者は、個々の出版者と直接書籍データのやり取りをするのではなく、ABSCが中継を担う。まず、利用者は障害者側のセンターに読みたい書籍を伝える。同センターはABSCと連携し障害の程度やニーズからデータ形式を検討する。ABSCは各出版社にデータ提供を依頼し、同センター経由で利用者に書籍データを届ける。

同センターはABSCと連携し障害の程度やニーズからデータ形式を検討する。ABSCは各出版社にデータ提供を依頼し、同センター経由で利用者に書籍データを届ける。

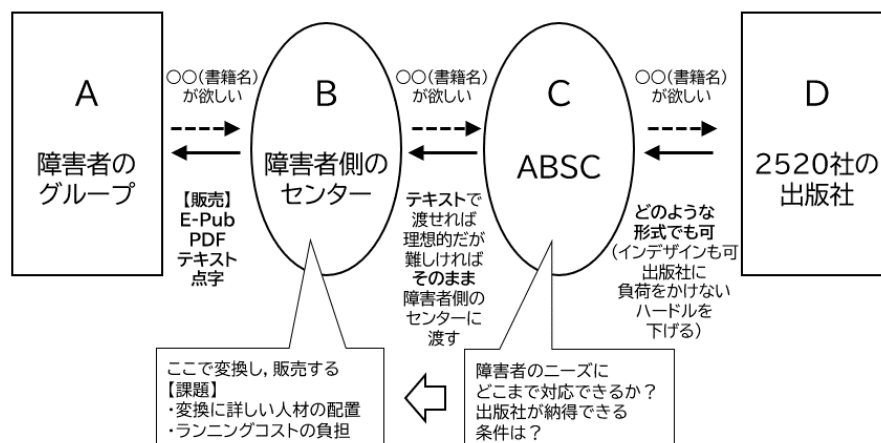


図4 書籍データの受け渡しイメージ

4.4 大学図書館の取組み

読書バリアフリー法の条文のうちで、図書館関係者に最も関係するのは第9条である。

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が

利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

また、基本計画においては大学図書館に関して以下のように記載されている。

【基本的考え方】公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館(以下「公立図書等」という。)並びに国立国会図書館について、点字図書館とも連携して、アクセシブルな書籍等の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制整備を図る。

5. 図書館では具体的にどう対応するか⁷⁾

5.1 最初の取組み

読書バリアフリー法は理念的な内容にとどまり、具体的な推進方法は明示されていないが、現実問題として障害学生は増え、大学図書館としても何らかの対応が必要である。

3.1で述べたように障害学生が図書館利用の際に、どのような障壁があるかを考えたら、次に各大学個別の状況を重ね合わせたうえで、誰のどの障壁から対応するかを決定する。

障壁の整理(障害学生支援室と連携) × 障害種別学生数を確認(教務課等に確認)

× 図書館の利用頻度(*)

*:図書館の環境が整備されていないために、利用頻度が少ないとも言える。

5.2 当事者を交えて

障害者権利条約では、『Nothing About Us Without Us』(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)と明記されている。図書館の利用環境を改善する際には、障害学生・教職員の意向を聞くことは非常に重要である。たとえば、視覚障害でも視力/視野の程度、歩行/移動のスキル、先天/後天か、支援機器の利用スキル等によって生じる障壁は異なり、必要な支援は様々である。

障害者差別解消法では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」と記されているが、障害学生・教職員から要望される前に、図書館としてできることはやるべき、と考える。3.2で述べたバリアフリー対応、ユニバーサルデザイン対応である(表6)。

表6 バリアフリーとユニバーサルデザイン

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
入口/出口	段差解消ステップ	手すり付きの緩やかなスロープ
カウンター、閲覧机	低めのテーブル	車いすが接近しやすいローカウンター
書架	車いすが通れる間隔、教科書・参考図書だけは手の届く高さに配架	車いすが旋回できる広い間隔、高さの低い書架を常設
トイレ	便器・手洗いに手すりやバーを設置	障害者用・多目的トイレ

6. 障害別の対応例

6.1 図書館へのアクセス

図書館における障害者差別解消法に対する対応については、日本図書館協会から運営方針から各種サービスなどについてのガイドライン⁸⁾とチェックリスト⁹⁾が公開されており、参考になる。

(1) 肢体不自由者向け

図書館利用における最初の障壁は入口の段差である。玄関前の段差の部分に段差プレートをつけるのは比較的安価で、容易にできる(バリアフリー 図5)。もし、改修可能であれば、設計時点から手すり付きの緩やかなスロープを設置する(ユニバーサルデザイン 図6)。

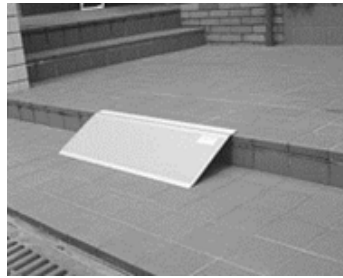


図5 段差プレート



図6 スロープ

6.2 カウンターでの対応

(1) 肢体不自由者向け

窓口カウンターの高さに配慮する必要がある。車いす利用者や長時間立っていることが難しい障害学生・教職員のために、ローカウンターを新設したり、カウンター隣に机を並置したりすると良い。

(2) 視覚障害者向け

視覚障害学生に対しては付添い者ではなく本人に声掛けする。弱視学生の場合は外見ではわからないことがあるので振る舞いを観察し戸惑っているようであれば、入館証の記入などに際して、「内容をお読みしましょうか」「代筆しましょうか」などと問いかけてみる。資料などが見えていない、どこに書いたら良いか迷っているように感じた場合は、記入する場所に指をあてたり、本人に意向を聞いたうえで代筆したりする。『サインガイド』(図7)を用意しておく、必要な部分だけ見えるので、まっすぐ書いたり署名したりできる。各図書館の書式にあわせて黒画用紙を切り抜いて作れる。なお、利用者が記入する記入箇所は、太線で枠取りし、大きく見やすいフォントで作成しておく、誰にでも見やすい。

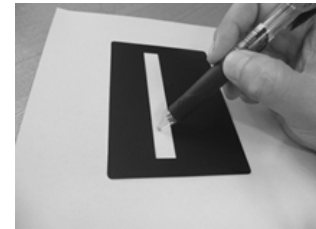


図7 サインガイド

(3) 聴覚障害者向け

聴覚障害者とのコミュニケーション方法には、手話、口話、筆談などがある。口話は、発話者が口をはっきり開けてゆっくり発声し、聞き手の聴覚障害者が声を聞きながら口の形を読みとる(読話)方法で、ある程度聞き取れる聴覚障害者に有効な手段である。筆談は、『筆談器』(図8)などに文章や図を書いて意思伝達を行う方法である。正確さが求められる場面で誤解を防ぐために効果的である。



図8 筆談器

まず、カウンターで説明など聞き取れていないように感じた場合は、聴覚障害者の顔を見て(マスクは外す)、口を大きく開けてゆっくりはっきり話してみる。難聴学生の場合は外見ではわからないことがある。本人から「ゆっくり話してください」「筆談をお願いします」「手話通訳者と一緒に来ました」など、申し出ることがあった場合は、できるだけ沿うようにする。

手話は難しいと思われがちだが、たとえ片言の手話であっても、手話を用いることは、より良い関係を作ることができるので、あいさつ程度の手話は覚えておきたい。

6.3 掲示物への配慮

(1) 視覚障害者向け

弱視学生の場合、文字や情報を拡大したり白黒反転したり、設置位置に配慮したりすることで見やすくなる。筑波技術大学では、白黒反転



図9 白黒カレンダーと掛け時計

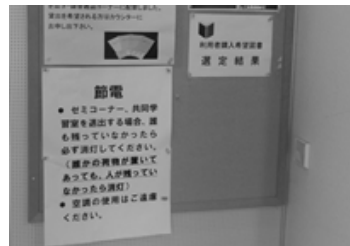


図10 大きな文字の掲示物

カレンダーを使用し、掛け時計も隣接して目の高さに下げて設置している(図9)。図書館内に掲示する新刊図書紹介、開館・休館、イベント開催通知などの文字サイズはできるだけ大きくすると、誰にでも見やすい(図10)。

図書館の掲示物のフォントはゴシック体系を勧めたい。明朝体系は、縦線に対して横線が細く、文字の肩に三角形の山がある。それに対してゴシック体は、縦と横の太さがほぼ同じで、山もなく、はらいの部分が細くならないからである。『ユニバーサルデザイン書体(フォント種に“UD”と書いてある)』(図11)を使うと、似た文字種を識別しやすくなる。



図11 ゴシック体(左)とUDフォント(イワタ)(右)

また、「色覚異常」(医学用語で、「色覚障害」「色覚特性」とも)のある学生・職員は、特定の色の区別が難しい。男性の20人に1人(5%)、女性の500人に1人(0.2%)の割合といわれ、日本全体で約300万人にもなる。学生1000人で25人に相当する。「緑と濃い赤を隣接させない、色だけで情報を提示しない」など配慮すべき事項があり、掲示物への対応は重要である。詳しくは、情報サイト¹⁰⁾を参照されたい。

6.4 館内の移動や誘導

(1) 肢体不自由者向け

館内は、車いす利用者が入り口や廊下などを楽に移動できることが必要である。車いすが通れる幅として90cm必要で¹¹⁾、書架の間隔はそれ以上確保したい。また、車いす利用時に手の届く最低と最高の高さは20cm～155cmとされている。授業関連図書など利用頻度が高い書籍は、できるだけ取りやすい高さに配置すると良い。

(2) 視覚障害者向け

視覚障害者の歩行支援(ガイドヘルプ)は、すぐに行ける支援方法である。「お手伝いしましょうか」と一声かけてカウンターまでの誘導を提案する。全盲の場合は白杖を持っていない側に立ち、当該学生に触れるようにしてひじを軽く差し出すと、本人から持ってくれる。足取りを確認してゆっくり歩き、椅子に誘導して座ってもらう。くれぐれも視覚障害者の腕や衣服をひっぱったり、後ろから押しついたりしないようにする。障害物がある



図12 歩行の誘導と椅子の勧めかた

場合は一度立ち止まり「机があるので、よけて歩きます」と一声かけて、誘導すると安全である(図 12)。

(3)聴覚障害者向け

聴覚障害者には、館内図などを示して館内のレイアウトなど理解してもらう。資料があれば、身振り、指さし、筆談などで「閲覧や貸出し前に読んでもらいたい」旨を伝え、理解してもらえたかを確認する。資料などは短く簡潔に書き、記号や図も付記するとわかりやすい。また、「呼ばれてもわからず、常に声掛けについて不安」と感じる人が多いので、直接声掛けする旨も伝えておく。

6.5 館内の設備他

(1)視覚障害者向け

白杖を使用する視覚障害者が図書館内を安全に移動する際の対応として、点字ブロックの敷設が思いつくが、車いす利用者や杖を利用する学生・教職員には、点字ブロックの凹凸は逆に車輪を取られたり、杖が引っかかったりしてしまう危険性がある。それを改善する製品として『歩導くん』²⁾がある(図 13)。凹凸が少ないので白杖と車椅子の利用者双方にとって有用である。カウンター前やトイレ入口など目印になる部分だけ敷設するのも良い。



図 13 歩導くん

大学で整備したいのは、『拡大読書器』である(図 14)。印刷物をカメラで撮った画像をディスプレイに拡大表示する機器で、白黒反転表示もできる。見え方の異なる弱視学生・教職員が自分に適した文字サイズに拡大して、本や論文などを読むことができる。使い方は簡単なので、事前的改善措置としてあらかじめ購入しておいても良い。



図 14 拡大読書器

全盲学生・教職員の多くは点字を利用している。点字を利用＝点訳ソフトウェアや点字プリンターが必須、と考えがちだが、点訳には一定の規則がありすぐに習得できるものではない。全盲学生・教職員が、盲学校や点字図書館とのつながりを持っている場合、そこに点訳依頼する方法は効率的である。本人との話し合いで、入手した点字データを頻繁に印刷したい、という要望があった際には、点字プリンターの購入を考える必要があるかもしれない。ただし、高額な物だけに機種選定には時間をかけたい。

大学で整備したいのは、テキストファイルを提供したり、点訳を依頼したりできる『支援体制』である。全盲学生・教職員はほぼ全員が、パソコンで情報を読み書きでき、テキストファイルを合成音声で読み上げる『スクリーンリーダー』を使用している。そこで図書館などで掲示したり配布したりする印刷物は、元となる Word などの電子データを、図書館来館時に USB メモリで提供したり、メールで送信したりすると良い。

視覚障害者や本をめくることが難しい肢体不自由者などのために『対面朗読』がある(図 15)。静穏な場所で本を読むだけのように感じるが、専門書をよどみなく正確に朗読することは意外に難しい。地域の朗読ボランティアに依頼したり、同じ学部の上級生に依頼したりすることも検討する。



図 15 対面朗読

視覚障害者向けの図書として、点字本や DAISY(デージー)図書

がある。あらかじめ地元の点字図書館と連携しておくが良い。全国の点訳書やDAISY 図書を手でできる“サピエ”¹³⁾、国立国会図書館の視覚障害者向け図書サービス¹⁴⁾の情報は知っておくと良い。また、“青空文庫”¹⁵⁾からは、誰でも文芸作品のテキストデータをダウンロードすることができる。

最後に

大学附属図書館では、これまでも蔵書、文献および各種情報を、利用者に使いやすく整備することに努めてきたと思う。読書バリアフリー法は、その取り組み姿勢を変えるものではない。しかし、同法の施行をきっかけに、障害者への個別対応がもっと求められている。特別なスキルがなくても、予算をかけなくても、できることはいろいろある。『できることからすぐに始める』ことが大事である。障害学生・教職員の声をよく聞いて快適な読書環境を構築していただきたい。

参考文献 (いずれも、参照 2022-06-05)

- 1) 文部科学省, 視覚障害者等の読書環境の整備(読書バリアフリー)について
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm
- 2) 内閣府, 障害を理由とする差別の解消の推進, 2013
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- 3) 日本学生支援機構, 障害のある学生の修学支援に関する実態調査, 2021
https://www.jasso.go.jp/statistics/index.html#h2_anchor05
- 4) 国立国会図書館, 図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会 令和3年度報告書, 2022, <https://ndl.go.jp/jp/support/report2021.html>
- 5) 経済産業省, 令和3年度読書バリアフリー環境に向けた電子書籍市場の拡大等に関する調査, 2022, https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/2022dokubarireport.html
- 6) インプレス総合研究所, 電子書籍ビジネス調査報告書 2021, 2021,
<https://research.impress.co.jp/report/list/ebook/501228>
- 7) 日本図書館協会障害者サービス委員会, 図書館利用に障害のある人々へのサービス 上巻・下巻, 日本図書館協会, 2021, (ISBN 4-8204-2107-8), (ISBN 4-8204-2108-5)
- 8) 日本図書館協会, 図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン, 2016, http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html
- 9) 日本図書館協会, JLA 障害者差別解消法ガイドラインを活用した図書館サービスのチェックリスト, 2016, <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/checklist.html>
- 10) NPO 法人 カラーユニバーサルデザイン機構, <http://www.cudo.jp/>
- 11) 国際図書館連盟ディスアドバンティジド・パーソンズ図書館分科会作業部会, IFLA 病院患者図書館ガイドライン 2000, 日本図書館協会, 2001, (ISBN 4-8204-0118-6)
- 12) 歩導くん, トーフ株式会社, <http://www.hodohkun.jp/index.html>
- 13) サピエ, <https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>
- 14) 国立国会図書館, 障害のある方へ,
<http://ndl.go.jp/jp/service/support/index.html>
- 15) 青空文庫, <http://www.aozora.gr.jp/>